

法教育推進協議会 第16回会議 議事録

日 時 平成19年9月10日(月)
午後4時00～午後5時32分

場 所 法務省20階第1会議室

議 事

大村座長 それでは、まだお見えになっていない委員もおられますが、時間になりましたので、第16回の法教育推進協議会を開会させていただきます。

前回に引き続きまして、私の方で司会進行をさせていただきたいと存じます。

それではまず、本日の配布資料の確認等を事務局の方からお願いします。

佐々木参事官 それでは、配布資料の確認をさせていただきます。お手元にお配りしております資料目録を御覧ください。

まず、資料1が、前回御議論いただき、正式に決定させていただきました当協議会の開催要領です。

それから、資料2が本日から開かれます小学校教材作成部会の構成員の名簿です。

資料3は、後ほど磯山委員からお話をいただきますが、そのときにお使いになる資料ということで御提出いただいているものでございます。

それから、資料4は、これも後ほど小学校教材作成部会の小林先生からお話をいただきますが、そのための資料として御提出いただいたものでございます。

それから、資料5は、細谷委員提出に係る「学習指導要領（教科等）における法教育関連記述一覧」と題する一覧表でございます。これは前回の協議内容を受けて、現行学習指導要領における法教育の位置付け等を明らかにするものでございます。

それから、最後に参考資料といたしまして、先日、法教育がNHKのテレビ番組で解説されましたので、その内容についてのウェブサイトの記述を参考資料としてお配りさせていただいております。

事務局からの説明は以上でございます。

大村座長 どうもありがとうございました。

今、御説明をいただきました資料1の開催要領にございますように、前回この協議会の下部の組織といたしまして、「私法分野教育検討部会」と、「小学校教材作成部会」という二つの部会を設置するというにいたしましたわけでございます。

そのうちの私法分野教育検討部会につきましては、その委員の人選を現在進めているところであると承っております。これに対しまして、小学校教材作成部会につきましては、先ほど資料の御紹介もございましたけれども、構成員の選任が行われましたので、これにつきまして事務局から御紹介をお願いしたいと思います。

佐々木参事官 御説明させていただきます。

先日、御決定いただきました方向性に沿いまして、文部科学省の御協力も得ながら、小学校教材作成部会の構成員といたしまして、教材作成の具体的作業を担っていただける先生方について選任手続を進めてまいりました。

そこで、資料2のとおり、同部会の構成員を決定させていただいた次第でございます。本日は同部会の構成員の一部の方々にも御列席をいただいておりますので、御紹介させていただきます。御列席いただいている構成員の方におかれましては、その場で御起立いただいて、お一人1分間程度、自己紹介をしていただければと存じます。

それでは、教育関係の方から順にお名前を申し上げます。

まず、筑波大学附属小学校の臼井忠雄先生。本日は御都合によりいらしておりませんが、

この協議会の後に開かれます部会には御出席いただくことになっております。

それから、横浜市立瀬ヶ崎小学校の梅田比奈子先生。梅田先生は、協議会に若干遅れて参加される予定でございますので、いらっしやいましたときに一言いただけるようであれば、いただければと考えてございます。今日の部会には御出席いただけることになっております。

それから、次が東京都大田区立東調布小学校の木村夏子先生でございますが、木村先生も部会からの御出席をいただくことになっております。

教育関係の方々の最後に、埼玉県騎西町立騎西小学校の小林秀行先生でございます。先生は今見えておられますので自己紹介をお願いできればと存じます。よろしくお願いいいたします。

小林教諭 埼玉県からまいりました騎西町立騎西小学校の小林秀行と申します。本日はよろしくお願いいいたします。

私は、教員になりまして13年目になるのですが、平成15年度、16年度に長期研修教員ということで、兵庫教育大学大学院の方で2年間研修をさせていただきました。その2年間で法に関する教育、法教育に興味を持ちまして、兵庫教育大学の中村哲教授のもと研究をさせていただきました。今現在、福井大学にいらっしやる橋本先生にもいろいろと御指導いただきまして、法教育に関して研究をさせていただきました。現場に戻って、6年生の担任が長いのですが、やはり現場でどのように小学校で法教育を実践していったらよいのかということで、いろいろ拙い実践ではありますが、やっているところでございます。

本日は私の本当に拙い実践なのですが、先生方にいろいろ見ていただいて、また御指導いただければありがたいというふうに考えております。今後ともよろしくお願いいいたします。

佐々木参事官 それでは、次に、法律家として部会に御参加いただける方々といたしまして、まず最高裁判所事務総局総務局付の日置朋弘さんであります。

御挨拶をよろしくお願いいいたします。

日置局付 ただ今御紹介に預かりました最高裁事務総局総務局付の日置朋弘と申します。

1年前に総務局にまいりまして、教材作成部会と、裁判員教材作成部会の方に参加させていただいております。引き続き今回の小学校の教材の作成と、恐らく私法分野の教材作成の方にも参加させていただくことになると思います。

事務総局は事件に携わることがありませんので、民事裁判というところからは少し遠ざかっておりますが、初任の2年間、民事の左陪席として法務に携わった経験がございますので、その経験に照らし、かつ自分の知識、少し薄れつつありますけれども、少しまた思い出しつつ頑張って、微力ながら御協力させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

佐々木参事官 ありがとうございます。

次に、部会の事務局を担当することになります当部付の大谷からも御挨拶をさせていただきます。

大谷部付 司法法制部付の大谷でございます。

私は、もともと裁判所で裁判官をしておりましたけれども、昨年4月からこちらの法務省の方に出向してまいりまして、昨年の9月ごろから法教育の事務局を担当してまいりました。これまでの教材改訂検討部会と裁判員教材作成部会につき、私は純粋に事務局としてしか参画しておりませんでしたので、今回ようやく構成員になれて非常にうれしく思っております。

ます。これからも、事務局も担当しながら、皆様の御指導を賜ってしっかりとやってまいりたいと思います。

よろしく願いいたします。

佐々木参事官 このほかに、今後、日本弁護士連合会から御推薦を受けて部会の構成員となる弁護士の方を選任する予定であります。

なお、本日この協議会の終了後、第1回目の小学校教材作成部会を開催する予定としております。委員の方々におかれましても、御都合のつく方は自由に参加いただければありがたいと存じます。

小学校教材作成部会については以上でございますが、私法分野教育検討部会の人選につきましては、更に検討を進めてまいりたいと存じます。

事務局からは以上でございます。

大村座長 どうもありがとうございました。

それでは、遅れていらっしゃる方もいるということですので、またいらっしゃいましたら自己紹介をしていただくことにしたいと思います。

構成員の方々におかれましては、部会におきまして、小学校教材の作成に御尽力をいただくことになるかと思えますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、協議会の委員の方々におかれましても、部会の方に可能であれば積極的に御参加いただきまして、議論に加わっていただければと存じます。

部会の設置については以上ですけれども、次に、小学校における法教育教材の在り方を今後検討する前提といたしまして、どのような法教育が小学校教育において必要であるのか、あるいは適切であるのかということにつきまして、ある程度の共通の理解を持つことが必要なのではないかと考えます。

そこで、本日この協議会の場におきましては、小学校における法教育の方向性につきまして、主として教育関係の方々から御意見をいただきました上で、委員全体で意見交換をお願いしたいと考えております。

まず、委員の磯山先生の方から教育学者の立場としての御意見を伺い、その後、先ほど御紹介のございました部会構成員の小林先生より現場の教員の立場からの御意見を伺うということで、それぞれ20分ないし30分程度ということをお願いできればと思います。

まず、最初に磯山先生からお願いできますでしょうか。よろしく願いいたします。

磯山委員 これからさせていただく報告は、「初等教育資料」の今年の4月号の中で執筆させていただいたものをもとに、加筆修正して作成した資料を読み進めさせていただく形で発表させていただきたいと思えます。

まず、初めに、これまでもずっと話してきたことでもあるのですが、近年、日本の学校教育において、法教育が注目されつつあるというこの状況がなぜ必要なのかということを考えてみますと、国民の司法参加を促す裁判員制度の導入というのは非常に大きな契機となっていると考えています。このことが法教育の必要性の直接的な理由となっていると思えます。このような法システムの変容を含め、法的な関係を基盤として成立し、市民が法的な価値を自覚する社会である法化社会の急速な進展は、法教育が求められる背景の一つとなっています。

これまで、日本の法教育を考える先行モデルとして、アメリカの法教育（Law-Related Ed

ucation)と呼ばれていますが、この法教育は重要な位置を占めてきました。法的リテラシーの育成を目標としているアメリカの法教育とは、「法律専門家ではない者を対象に、法全般、法形成過程、法制度と、それらが基づいている原理と価値に関する知識と技能を提供する教育」と定義されています。

最近になって、日本の法教育として、アメリカの法教育の理念を取り入れながら、具体的な単元開発を行い、授業実践がなされる取り組みも見受けられるようになってきました。しかしながら、それらの取り組みの多くは、主として中学校や高等学校を中心に展開されてきているというのが現状です。このことはもちろん法務省がこれまで作ってきた『はじめての法教育』も含め、そうだったと思います。

そこで、本報告では、アメリカの法教育の理念を手がかりとして、今後、日本の小学校においても、積極的に取り組むことが期待される法教育の在り方を、社会科を中心に改めて考察していきます。

小学校における法教育の目標についてお話をします。

アメリカの小学校の法教育における代表的な研究者なのですが、Andersonという人がいます。このAndersonの論考は、さきに述べた法教育の目標観でありまず法的リテラシーの育成を小学校の法教育の視点から捉え直しており、先駆的な研究として評価されています。

Andersonは、「法教育の中心的な目標は、民主的な責任を果たし続けることに関して、消極的な特性から積極的な特性へと子どもを変化させることである。このため、法教育は、一般に良き社会科と合致するものであり、市民的資質教育の目標を子どもに育成する手段となる」と述べています。小学校の法教育では、民主的な責任を積極的に果たす市民として必要な資質の育成を目指しており、社会科がその役割を担う中核となる教科だと考えられています。

次のページに載せられている表ですが、小学校の法教育を通じて、「消極的な特性から積極的な特性へと子どもを変化させること」の具体的な現れを示しています。黒い丸の1から11は消極的な特性を持つ変化前の子どもの現れですし、白い丸の1から11は法教育を行った結果、積極的な特性を持つようになった変化後の子どもの現れです。

この表の右の欄に、「変化後の子ども」として、白い丸の1から11のとおり示された観点こそ、小学校の法教育の目標の具体的な内実となり得るものですし、法教育を通じて、子どもに身に付けさせたい力であると考えています。

一応確認をしますが、白い丸の

1、法を発展的なもの、促進するもの、分かりやすいもの、変更できるものとして認識する。

2、社会秩序を制御したり、それに貢献したりするために、人々は、力を秘めた存在であることを認識する。

3、公正か不公正かに関わる論争問題を、すべての市民が取り組むことができ、取り組むべきものとして捉えることができる。

4、社会の論争問題に内在しているジレンマを認識できる。

5、根拠のある約束をすることを始め、よく考えられた意思決定を行い、問題解決をすることができる。

6、どのような約束をするか、どのような立場をとるかということについて、根拠のある

説明をすることができる。

7, 社会的に責任を果たすことを踏まえ, 紛争解決を行うことができる。

8, 正当な権威に対して, 正当な判断基準に基づいて, 対応することができる。

9, 法一般, 法制度, それらに関する論争問題について, 理解できる。

10, 共感的に理解し, 社会的に責任を持ち, 他人に思いやりを持つことができる。

11, 倫理的な問題や道徳的な問題を考える際, 適切な判断ができる。

ということになります。

このことをまとめて捉えますと, 小学校の法教育の目標は, 法の本質や法形成過程を正しく認識すること, 法に関する問題を分析し, 解決する技能を獲得すること, 法の本質や法形成過程を評価すること, 法一般, 法制度, それらに関する論争問題を理解すること, 法に関する問題を倫理的, 道徳的に判断できることにあります。これらは, アメリカの法教育のものではありませんけれども, 日本の小学校の法教育の目標としても意味のあるものであると考えています。

次に, 小学校社会科における法教育の授業の視点についてお話をします。

アメリカでは, 多様な法教育カリキュラムが開発されており, 多様な授業が実践されています。すべての法教育カリキュラムを類型化することは困難ですが, 代表的な法教育カリキュラムには, 次のように特徴的なものが存在しています。すなわち, 法的な概念を視点としながら, 法的なものの見方・考え方を育成するもの, 身近な法的な問題を取り扱い, 問題解決技能を育成するもの, 地域の政策を決定したり, 地域の奉仕活動を行ったりすることで, 社会に参加する態度を形成するもの, 調停, 交渉や模擬裁判を行い, 紛争解決技能を育成するものです。

これらの法教育カリキュラムに見られる小学校の法教育の授業構成から, 日本の小学校社会科における法教育として, 「ルールや法を作ること」「ルールや法を使うこと」「ルールや法を考え, 判断すること」の三つの視点を取り入れながら, 学習活動を展開することが示唆され得ると考えます。これら三つの視点は, 決して学習活動において単一の視点からのみ取り組まれ, 完結するものだとは考えていません。むしろ, それぞれの視点が相互に関連し合いながら, 継続的に取り組まれるものです。

一つ目の視点である「ルールや法を作ること」ですが, 家庭, 学校, 地域で起こっている法的な問題を解決するために, より良いルールや法を作る学習を行います。このような学習において, まず, 子どもにルールや法は相互の人間関係を調整するものであり, すべての社会にはルールや法が存在するという認識を形成したいと思います。さらに, 子どもにルールや法の本質を考えるための視点の基礎を身に付けさせたいと考えます。具体的には, 「ゴミ置き場をどのように使うか」「危険な道路をどのように整備するか」「森林や河川の環境をどのように保護するか」など, 子どもの身近な法的な問題を取り扱い, 子どもが作るルールや法を巡って, 議論を行う学習活動を展開します。

二つ目の視点である「ルールや法を使うこと」についてですが, 紛争を認識し, 紛争解決の手続を使う学習を行います。このような学習において, まず, 子どもに, 実際の紛争解決に必要な技能を育成したいと考えます。さらに, 子どもにルールや法の仕組みを考えるための視点の基礎を形成したいと考えます。具体的には, お互いにとって, より良い紛争解決を目指して, 交渉, 調停による紛争解決の手続を使い, 紛争解決を行う学習活動を展開しま

す。

三つ目の視点である「ルールや法を考え、判断すること」についてですが、法的な価値を考え、判断し、ルールや法を評価する学習を行います。このような学習において、子どもに法的な参加をする意欲や態度を形成したいと考えます。情報倫理、日本国憲法の基本的な理念、司法の仕組みを単に知識として理解するだけでなく、自由、平等、正義、責任、プライバシーを始めとする法的な価値を踏まえ、法的な問題や事象を主体的に考え、判断していくことによって、ルールや法を評価する学習活動を展開していきます。

今まで話してきた小学校社会科の中で考えられる学習活動の事例というのは、現行の学習指導要領の社会科の枠組みの中で捉えた場合に考えられるのはこのようなことではないかと思っています。

次に、小学校社会科における法教育の授業の展開として、日本の小学校における法教育の授業は、現状として分析していくと、まだ余り取り組みがなされていないと考えますが、どのような小学校社会科における法教育の授業がなされているのかということを紹介していきたいと思います。関係する限りにおいては、小学校における法教育の授業は、実は主として総合的な学習の時間や道徳においてなされているケースというのが非常に多いと思っています。

このような現状のもとで、ここで紹介する四つの事例は、小学校の社会科における法教育の授業として先駆的なものであると考えています。

一つ目は、筑波大学附属小学校の法教育の授業として、臼井忠雄先生が開発された単元「くらしのなかの『きまり』や『法』」というものがあります。これは、筑波大学附属小学校の3年生を対象に実践されたものです。本実践は社会科の一分野だけで法教育を担うことが困難であることから、最終的には総合的な学習の時間において取り込まれたものでもあります。

本実践は、「身の回りの『法』や『きまり』を意識し、それらが決めてきた背景について考え、『法』や『きまり』を守ることの必要性を具体的・実感的に理解していくこと」「具体的な事実や事例を通して、その背後に隠れた『法』や『きまり』とその意味（価値）に気付かせていくこと」を重視するものです。

二つ目は、同じく、筑波大学附属小学校の都留先生によって開発された単元「プライバシー」というものがありますが、これは筑波大学附属小学校の5年生を対象に実践されています。本実践は小学校社会科の5年生の内容である「情報産業に携わる人々」の学習と関連付けながら、発展的な学習として展開されたものです。

本実践は、「プライバシーが自分自身にとって、また人々にとって非常に重要なものであること。また、プライバシーの権利は、民主主義社会において、大切なものであるということとともに、プライバシーよりも重要な価値や利益があること」を理解させることを目指しています。

三つ目は、千葉大学附属小学校の法教育の授業として向井先生、法教育推進協議会でも報告されていたことがあったかと思いますが、向井先生が、「戦争を体験した人々とくらし」「新しい日本・平和な日本へ」「私たちの生活と政治～訴訟問題を考える～刑事裁判」「私たちの生活と政治～訴訟問題を考える～行政裁判」「人々の仕事と私たちのくらし」の単元を開発し、千葉大学附属小学校の3年生から6年生を対象に継続的に実践を行っていま

す。

これらの実践では、特徴として「法資料の教材化」を行い、社会科の学習活動を組織化しています。

四つ目は、「社会科を考える会」というところの法教育の授業ですが、小学校社会科の6年生の内容である「我が国の政治の働き」の学習として、「法律や裁判について考えよう」「私たちの生活と法律」を開発しています。

これらの実践は、「法への関心を高め、必要性を理解する」「裁判への関心を高め、役割を理解する」「社会参加意識を高める」という三つの法教育の視点を重視するものです。

以上、関係する限りですけれども、幾つか小学校の社会科の中で取り組まれている法教育の授業について話してきましたが、これは、本当に資料上に現れているものなので、実際、小学校の中では、特に6年生だと思いますけれども、もちろんたくさんの小学校の社会科で、法教育的な授業や学習活動がなされていると思います。

最後にまとめになりますが、これまで、「法は守るもの」「法は罰則を定めるもの」に代表されるほんの一部にすぎない法の性質から、子どもは法を語ろうとしてきたと考えています。このことは、社会や一般市民である大人が、子どもを取り巻く法的な問題や事象を、このような言葉で一方的に説明してきたことの現れでもあると考えています。

現実の日常生活の中で、子どもは、自分にとって身近な法的な問題や事象を、「自由か不自由か」「公正か不公正か」「信頼できるかできないか」などと考え、法の性質をほとんど自覚することなく、自分なりの言葉で説明しようとしています。さらに、時には、そのような法的な問題や事象に対応し、行動しようとしています。このような際に、法に対する正しい認識を踏まえながら、子どもが積極的に法的な議論を行ったり、主体的に法的な参加をする力を育てることが、今後、日本の小学校における法教育に求められていると考えています。法教育は、単に一方の方向の説明にとどまることなく、相互に法的な議論を行うことによって、人間関係を構築し、より良い社会を創造する試みでもあり得ると思います。

以上です。

大村座長 どうもありがとうございました。

続きまして、小林先生にお願いしたいのですが、その前に梅田先生がお着きになったようですので、自己紹介をお願いできればと思います。

1分ぐらいでお願いできればと思います。

梅田教諭 横浜市立瀬ヶ崎小学校の梅田です。

細々とした実践を続けてきましたけれども、今回このような役割を与えていただいて、いろいろまた学んでいきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

大村座長 どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、小林先生に御意見をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

小林教諭 お願いいたします。

では、お手元の資料4の実践をもとにお話しさせていただければと思います。

先ほど磯山先生の方から、小学校社会科における法教育の可能性ということでお話がありました。私の方は、現場の6年生において、実際に授業で行った実践を報告させていただいて、どのような教材がより良いものになり得るだろうかということで、また御意見や御指導をいただければありがたいと思っております。

お手元の資料に付け加えながらお話をさせていただければと思います。

まず、法教育の授業実践ということで、6年生の「法律や裁判について考えよう」という単元を考えまして、授業に取り組みました。研究主題ということで、簡単に書いたのですが、裁判員制度が平成21年5月までに導入されるということで、学校教育を始め、いろいろな場面で司法の仕組みや法の働きに関する国民の学習機会を図ることを、文科省や法務省が指摘しています。そういった中で、法教育推進協議会の方では、中学校の教材を作成されて、すばらしい冊子も作られているところです。

しかしながら、先ほど磯山先生の方からも先駆的な御研究や実践が紹介されたのですが、まだまだ小学校の方では実践が不十分ではないかと私自身も考えているところです。そこで、自分の拙い研究なのですが、小学校社会科における法教育の単元構成や授業構成を考えて実際に実践したものです。

その前に、現行の学習指導要領の内容を大学院のときに分析した結果、小学校社会科と中学校の公民分野における法教育に関連する内容が十分ではないということが分かりました。そこで、法教育に関連する内容が、小学校社会科と中学校公民分野で系統的にすることが大事であると思いました。ルールや法の意義や機能を盛り込む必要が小学校の中にもあるのではないかと考えております。

小学校の道徳には、1年生から4年生で「約束や決まりを守る」、5、6年生では「法や決まりを守る」というのがありまして、決まりを遵守するということがねらいとなっています。小学校社会科では、ルールや法の遵守をねらいとするのではなく、ルールや法の意義や機能を理解させるカリキュラムを開発することが課題ではないかと考えています。

そういった中で、日本の小学校、中学校の社会科における法教育の現状では、憲法を中心とした制度を理解するというにとどまっているのではないかと感じています。そういった中で、子どもたちは法や制度、または統治機構を批判しないですぐに受け入れてしまう態度というのが、今までであったのではないかと思います。

そういった中で、先ほど磯山先生の方からも御発表があったのですが、やはり法の機能を理解しながらも、身近な身の回りの生活の中で、法的な葛藤問題とか、そういったものをうまく事例に取り上げて考えさせる授業が必要ではないかと考えています。

私も大学院の2年間のときに、アメリカの法教育の教材を翻訳させていただいて、そういった中で何か小学校でエキスとなるような、使える考え方はないかというふうに研究してきました。そういった中で、先ほど磯山先生の御発表の中にもあったのですが、やはり身近な生活の中から小学校の子どもたちが考えて、法やルールについて話し合ったりすることが大事ではないかと考えたのが、これから説明させていただきます実践です。

研究の仮説としまして、まず、仮説1で考えたのは、先ほども申しましたが、身近な法的葛藤問題から、紛争やルール、または実社会の法を検討できる単元構成を工夫すれば、法や裁判の意義や機能を理解できたり、事実や法に基づいた意思決定や合意形成を図ったりすることができるであろうと考えました。

また、仮説2では、問題を把握したり、分析、考察、または合意形成の学習過程を組むことで、または模擬調停とか模擬裁判を取り入れた討論を設定して、弁護士と連携した授業構成の工夫をすれば、法的な葛藤問題について、情意的ではなくて、公正に判断して紛争を解決する力が育成されるのではないかと考えました。

そういった中で、まず6年生の「法律や裁判について考えよう」という単元を組んだのですが、仮説1の手立てとして、単元構成を工夫しました。ここでは紛争解決の機能が理解できたり、事実や法に基づいた意思決定や合意形成ができたりする単元構成の工夫です。

ちょっと縦長で小さい字で見にくくて申し訳ないのですが、ここでは、小単元の指導計画ということで、6時間扱いで考えて実践したものです。まず、大きくはこの単元は、導入、展開、終結という3つの構成でなされております。導入部のレッスン1、1時間目では「家庭や学校の決まりと法律」ということで、家庭や学校の決まりの持つ意味について話し合っ、て、歴史の学習で学んだ法的な内容を振り返りながら法の大切さについて考えさせました。ここでは、児童に法に関する知識を出し合わせることで、自分たちの生活が法によって守られたり、交通違反や万引きなど法律を守らないともめごとが起こり、罰則が必要になってくるといことが理解できました。そうしたことで、子どもたちは法律や裁判への興味、関心が高まったと思います。

展開部のレッスン2、「友達とのもめごと」では、友達とのもめごとをどうやって解決したらいいですかという学習問題を設定しまして、友達とのゲームソフトの貸し借りで起きた紛争問題を第三者が調停者となって解決できることをロールプレイを通して理解させました。お互いが納得する解決策を考えて、検討し合ったのですけれども、そこで合意形成を図らせました。ここでは、調停の目的や役割を理解させる段階なのですが、なぜここで調停を扱うかというのは、裁判以外の紛争解決方法を理解して合意を目指す解決方法として、調停の必要性を認識させるためにここで扱いました。子どもたちは、第三者が話し合いに入ることで問題を解決することができるというのを、実際に模擬調停を行うことで実感できたのではないかと思います。

3時間目の「隣の柿の木の枝が自分の庭に入ってきた問題」という授業では、隣の柿の木の枝が自分の庭に入ってきたら、勝手に切ってもよいのだろうかという学習問題をもとに、身近な生活で起こる問題を考えさせて、調停で紛争を解決できない場合に、裁判で紛争を解決できることを理解できるようにしました。そして、裁判官、原告と被告、弁護士についてもここでは把握させました。子どもたちは模擬裁判を行って、資料の最後の方にも載せたのですが、トゥールミン図式という事実に基づく主張や、主張理由、理由の法的根拠をグループで話し合うことで、感情的にならないで、法に基づいて公正に考えることが、大切であるということを感じて書いていました。

展開部の4時間目、ここが研究授業でも実践したところなのですが、ジャニーズのSMA PをSNA Pというふうにもじりまして、実際に裁判事例で行われた事例なのですが、中学校の公民分野でもよく行われている事例かなと思います。あえて6年生ということで、系統性を図るということで、ここにその事例を持ってきました。

「SNA P v s x 出版社～暴露本出版差止請求事件～」というところで行いました。SNA Pの出版差止の訴えが認められるべきかを個人で考えた後に、グループで話し合っ、て考えさせたのですけれども、ここでは表現の自由とプライバシーの権利における権利の侵害の程度について検討させました。そして、弁護士をゲストティーチャーに呼んで、どのグループの考え方が公正な判断で話し合われていたのかというのを評価していただきました。

法のシステムを理解させたり、現実の社会の橋渡しをする役目として、裁判の仕組みや裁判員制度について簡単に触れていただきました。

展開部の5時間目のところでは、「裁判員制度」を挙げました。なぜ裁判員制度が導入されるのだろうかという学習問題を設定しまして、平成21年5月までに導入される裁判員制度の仕組みや裁判員の役割について理解させました。裁判員制度が導入される理由を考えさせて、もし将来、裁判員に選ばれたらどう行動したらよいかを判断できるようにしました。ある子どもは、裁判員になったら模擬裁判でやったように、事実をしっかりと確認して、お互いの意見をしっかりと聞いて、正しい判断ができるようにしたいというふうに発言していました。

終結部の6時間目ですが、ここでは「弁護士へ発信」ということで、家庭や地域から裁判員制度について調査したアンケートをまとめたり、法律や裁判についての学習を通して思ったことや考えたこと、質問などをまとめたりして、弁護士に発信できるようにしました。

以上のように、身近な法的葛藤問題を生活レベルから社会レベルへと拡大して行って、紛争や法を検討させ、裁判の紛争解決という機能が理解できたり、事実や法に基づいた意思決定や合意形成ができる単元構成を考えました。具体的に先ほども簡単にお話ししました4時間目のところで行いました「SNAP vs ×出版社」という事例の授業構成が、次の2ページのところに指導案という形で、これも縦長で見にくいかと思いますが、載せさせていただきました。

この実践は法的な葛藤問題となる判例として取り上げたのですが、単に結論を決めるのではなくて、裁判が法に基づく判断で当事者の利害関係の分析をさせる必要があるということ、SNAPの暴露本が出版されるとSNAPがかわいそうだという情意的な判断だけではなくて、公正に判断できるよう留意しました。そのためにツールミン図式で事実に基づく主張や主張利用、理由の法的根拠を論理的に明らかにさせました。自分なりに情報を分析した結果、理由付けを考えたり、主張や判決を考えたらグループで話し合い、公正な判断に基づいて合意できるように弁護士と連携して指導、支援を行いました。

ここでは、出版差止は認められるべきだ、または認められるべきではないというふうに考えていくのですが、各グループの立場でどんな判断が妥当かを話し合わせました。6グループを作ったのですが、1つの班はSNAPの弁護士グループ、2つ目の班は出版社の弁護士グループ、3班から6班の4つの班は裁判官グループということで、模擬裁判的な形で、その後、話し合いをさせました。まず、SNAP弁護士グループと出版社弁護士グループについて、自分たちの考えを発表させて、その後、3班から6班までの裁判官グループの裁判長が順番にグループで考えた判決を発表させました。

そういった中で、そこにも載せましたが、SNAP弁護士グループの言い分としては、ファンのためになっても、SNAPやその家族の個人情報が出ると、誰かに悪用される可能性がある、プライバシーの侵害になるので編集が終わった後に許可を得ようとしても、初めに許可を得なかったのだから、出版はできないのではないかという考えが出されました。また、出版社弁護士グループの言い分としては、この本はファンの願いがかなう本だし、200万円ものお金をかけて作ったので編集作業が終わった後に言われたから出版できるのではないかという言い分が出ました。そういった言い分、主張をやりとりする中で、4つの裁判官グループがその話し合いを聞いた上で、どういった判決を下したらいいのかという形で発表させまして、4つのグループとも結果的には出版差止は認められるべきだという判決を下しました。主な判決理由としましては、編集する前にSNAPのメンバーに許可を取らず

に勝手に調べたことはいけないので、また、個人情報流出につながるのでプライバシーの侵害になるからというような理由が出ました。

そういった中で、どの裁判官グループも出版差止は認められるべきだと判決を下していたのですが、ある裁判官グループでは、6人の中で、ある1人の男の子が、条件付きであればということで、こだわっていました。これはどういうことかといいますと、SNAPのメンバーの個人情報を削除するのであれば出版してもいいのではないかと、最後までその裁判官グループの中で主張しておりまして、出版しなければ出版社が多額の費用のために倒産してしまうかもしれないからということまで考えていまして、なかなかおもしろく考えている子もいたなと思ったところです。そういった形で、一方的にただ出版差止は認められるべきだということにも、こういった実践を通しながら子どもたちはある条件があれば出版してもよいのではないかという形の考えも出てきたものです。

そういった中で、弁護士から、この授業はプライバシーの権利と表現の自由の二つの権利のぶつかり合いの紛争を裁判する問題であったとのコメントがなされました。両方とも一生懸命考えて話し合いをしていたということでお褒めをいただいたのですが、やはりプライバシーの権利と表現の自由の二つの権利のぶつかり合いが起きたときに、そのときの状況によって裁判の判決は決まるのですよということで、子どもたちが実際にSNAP対出版社の差止の判例を通して話をした結果、子どもたちの中からも、6年生なのでプライバシーの侵害や個人情報の問題などが出てきたのですけれども、権利と権利がぶつかり合う中の、そういったバランスで判決が決まるのだという実感を持って考えられたのではないかと考えています。

成果と課題なのですが、成果としましては、単元構成の工夫の成果としまして、ゲームソフトの貸し借りや、隣の柿の木の紛争など、実社会の法を検討できる単元構成を工夫したことで、子どもたちは法や裁判に興味関心が高まって、事実や法に基づいた意思決定や合意形成を図ることができたと思います。

また、ルールや法に基づいて、もめごとが解決されていく仕組みや、裁判官、弁護士など、法を活用している人たちの働きや、法の機能というのを実感を持って理解させることができ、有効な単元構成であったと考えました。

また、授業構成の工夫なのですが、裁判事例をもとに、ツールミン図式を活用して、グループで話し合う模擬裁判を取り入れたことで、理由が明確になり、公正な判断を意識した話し合いというのができるようになったと思います。また、弁護士に子どもたちの話し合いの中で、適切なアドバイスをしていただいたということで、相手の意見をしっかり聞いてから、みんなが納得できる判決をしたいという子どもたちが増えたように思います。

課題でございますが、SNAPという名前から情意的な判断が子どもたちに見られたので、Aグループというような名前の工夫が必要だったかというふうにも思いました。また、模擬裁判のときに、裁判官役や弁護士役だけではなくて、傍聴するグループなどの授業形態の工夫をすればよかったかという反省材料もあります。柿の木の問題などの情意的な判断にならない、児童の発達段階を考えた適切な裁判事例というのを精選していくことが必要かと思っています。さらに、法律の実務家と連携した授業を工夫することで、小学生に適した身近な裁判事例の教材開発が今後更に必要になってくるのではないかと考えております。

私の拙い実践の発表であったのですが、最後にやはり、私が考えておりますのは、幼稚園

段階から、保育園段階から、法やルールや決まりというのが何故必要なのか、ルールや法や決まりを破ってしまうとどういった影響や問題が起きてしまうのかということを考えさせるような、幼稚園、保育園、小学校、中学校、高校という発達段階を考えて、系統性のある教材というものを開発していくことが大事ではないかと考えています。

それと、小学校なので中学校のような専門的な難しい事例を出してしまうと、やはり子どもたちはすごく抵抗を感じます。6年生でもやはりそういうところが多少ございまして、今テレビでは弁護士の方々、『行列のできる法律相談所』など番組も豊富に放映されておりますので、子どもの知識も豊富なのですけれども、実際に裁判と聞いただけで、すごく抵抗を示す子どももいます。ですから、やはりわかりやすい教材を作っていくことが大事ではないかと思っています。

そういった中でも、磯山先生の方からも話があったのですが、やはりルールや責任や権利や、または紛争解決など、そういった基本的な概念というのをやはり小学校段階から理解できるような教材を作成するということが大事だと思います。

それと、自分の今の発表の中にもあったのですけれども、1時間だけのぶつ切りの教材ではなくて、道徳などは大概本当に1時間だけの話を通して、主人公の気持ちになって話し合いをするという副読本が作られているのですが、やはり社会科を中心とした総合的な学習や特別活動などいろいろな教科・領域で、法教育がこれから小学校の中でも教材が作成されて、実践されていくべきだと思うのですが、やはりどういった単元で構成を組むか、または何時間扱いで行ったらいいのか、または1時間の、45分の中で、どういった流れでいけば子どもたちが法やルールなどを意識したり、身近に感じながら話し合いや解決ができるような方向で持って行き得るのかという単元構成と授業構成の組み合わせというのも大事ではないかと考えています。

そういった形で、今後小学校の教材作成部会の中で、先生方の御意見や御指導をいただきながらよい教材を作ることができればと考えているところでございます。またいろいろと御指導いただければ幸いです。

以上でございます。ありがとうございました。

大村座長 どうもありがとうございました。

磯山先生、それから小林先生と続けてお話を伺いました。磯山先生から主として小学校段階における法教育の目的についてお話がありました。また、小林先生から実際の実践例について詳しい御紹介をいただきました。

この後、あと30分ほど時間がございますので、自由な意見交換をさせていただきたいと思います。小学校における法教育という問題につきまして、今の御報告にかかわる問題が、もちろん教材の具体的な在り方なども含めまして、皆様の方から自由に御意見あるいは御質問をいただければと思います。

どなたからでもどうぞ。

では、笠井委員。

笠井委員 こういった問題については全くの素人なものですから、2人の先生方のお話を聞いていろいろとすばらしいと思って伺っておりました。

磯山先生の報告というのは、小学校の社会科における法教育というのはこういうものが理論的に考えられるのかということがよく分かりまして、これからの検討の支柱というか、バ

ックボーンになるものではないかと感じております。

そういった理論的なことを背景にしまして、小林先生の取り組みについて、大変すばらしいと思った点について幾つか申し上げたいと思います。

まず、3ページの小学生のコメントの真ん中あたりに、「答えがないということが分かった」ということが書いてありまして、これがまさにこの法教育の目的の一つというか、答えなのかなという気がしたわけでありまして。この事例については、たまたま4つの裁判官グループともに同じ結論になったわけでありましてけれども、大変難しい問題だと思ひますし、小学生でも6年生ぐらいになると、ここまで難しい問題に、しかも様々な利益を考慮して、真剣に取り組むことができるのだなというふうに、認識を新たにしたところでございます。

この事例ですと、芸能人であるということや、まだ出版されていないということがあるわけでありまして、そういったことから結論が一致したのかなとも思うのですけれども、でもこれ自体も本当に結論が一致するということがよいのかどうかということ自体、素材の内容に関する検討を要するところだろうと思ひます。実際の裁判などでも、恐らく裁判官も迷うだろうと思ひますし、裁判官によっても意見が分かれ得るところなのかもしれません。

更に発展的な問題として考えられると思ひしたのは、例えば、これが既に出版されてしまった後であったらどうだろうか、プライバシーという意味ではある程度知れてしまっているというときにどうするか、しかしそれでもやはりこれ以上知れては困るというそういう利益というのはあるのではないかと、出版されているときに、その出版社の利益や著者の利益などということはどういうふうに考えるのかというようなことです。そういったいろんな発展があるかと思ひます。

それから、これがS N A Pという芸能人ではなくて、例えば国会議員であったらどうだろうかというような話で、国会議員だとまた別の衡量というのが働くのではないかとといったような、いろいろと伸びしろがあるというか、考えていけば考えていくほどいろいろなパリエーションが出てくる実践であると思ひまして、すばらしいと思ひました。

それで、先ほどに申し上げた「答えがない」ということと関係するのですけれども、そこから調停の可能性といったことに結びつく余地もあろうかと思ひます。こういう答えを出すのが非常に難しい問題について、裁判で一刀両断に結論を出すのではなくて、話し合いで両方ともがある程度納得できる解決ができるのではないかと、そういった問題について調停というものの活用の可能性といったことに、また返っていくこともできるのではないかとといったようなことを感じました。このようにいろいろと広がりのある実践でありまして、こういったことが6年生であるにしても小学校でされているということについて、大変勉強になったところでございます。

以上でございます。

大村座長 どうもありがとうございました。

どうぞ。

安藤（和）委員 ちょっと質問なのですが、教科書作成において、小学校の低学年、中学年、高学年では成長の度合いが違いますので、どのように区切って教科書を作成なさるのかという点につきお尋ねしたいということと、今の事例だと6年生ですけれども、これが小学校1年生の場合、どういう形でそれを指導していくのかという点につきお尋ねします。

小林先生のおっしゃった保育園や幼稚園のときから必要だということに、私もすごく同感

いたします。やはり最初に保育園，幼稚園といいますが，先生の指導力よりも家庭の指導力というのが非常に大きいと思います。前回のときもお話ししたと思うのですが，ぜひ私は家庭における指導要領ではないのですけれども，そういったものを作成していただいて，子どもと家庭とともに，法への認識を高めていくという形をとっていただけたらと思います。

例えば，いじめというのは犯罪であるということ，その認識を，例えば言葉でいじめられたから暴力で返したと，でもそれは正しいのだと親が教えてしまったならば，そこで子どもの認識は大きく歪んでしまいますし，万引きをしたとしても，それが1回だったらいいんじゃないのという親の言葉が子どもの法への認識というのを大きく変えると思うので，やはり特に小さいうちというのは，家庭とともに意識を高めていくということが非常に必要なことになっていくと思いますので，教科書を作成なさる折には，できましたらその家庭における教育ということも同時に考えていただけたらよいかと思っています。

大村座長 どうもありがとうございました。

家庭教育との連携というのは前回からも御指摘のあった点だろうと思います。

安藤（和）委員 できたら，何か一つの事例を出して，お父さんとお母さんと一緒に考えて，それをまとめてくださいというようなやり方をすると，例えば，それぞれの家庭でのものの考え方というのが分かると思うのです。そんなふうにしていくと，より固まった感じになっていくのではないかと思います。

大村座長 それから，もう1点，最初の方で御指摘があった，学年というのでしょうか，1年生から6年生まであるわけですが，それについてどのように考えるのかという御質問についてですが，これは何か既に決まっているという性質のことではないのですね。

佐々木参事官 まだ決まっておりませんで，この部会において具体的に議論して，どういう年齢で区切るとか，それぞれについて，一つのものでどういうふうにとということの検討を深めていっていただきたいと考えております。

安藤（和）委員 例えば，1年生のときって学校のルールというのがありますよね，初めての守らなければならないルール。今，多分その辺がとてもあいまいになって，授業中に立って歩いても平気な子どもなどが多発していると思うのですけれども，ルールはルールであるというそういう認識をそこで指導してあげると，いろんな意味で教育というのが膨らんでくるような気がします。だから，ぜひ文科省と一緒に連携していい教科書を作っていただきたいと思います。

大村座長 安藤（和）委員が今，おっしゃったことは先ほども触れられたと思いますけれども，幼稚園などもそうですね。ですから，集団生活のルールというのが最初にあるのだろうと思いますけれども，それとの関係で法教育というものを考えた方がよいのではないかという御意見として承りました。

ほかにいかがでしょうか。

山下委員 いろいろあるのですが，3点か4点ほど。

まず，磯山先生の資料2ページにあるこの表は，アメリカの人が作ったということですが，非常にすばらしくて，そのまま確かに当てはまるのでしょうか。左側の黒丸のところを読んでいたら，これはまず日本の親に非常に当てはまっていて，最近，モンスターペアレントなどと言われていきますけれども，その方たちの意識を変える必要があると思います。先ほど安藤（和）委員が御両親と一緒にとおっしゃいましたように，もしかしたらこの授業は授業参観

でやった方がいいのではないかと思ったりもしましたので、それがまず第1点であります。

この中にもずっと見ていくと、それは掘り下げないと分からない表現もありますが、例えば1と8などというのは、1は法に無条件に従う、8は法というか権威に無条件に反発するという矛盾するものが、こういう教育によって、ある程度整合性を持つように統合されていくのだというのが分かって非常によいと思います。モンスターペアレントの関係で言えば、10番などが一番、重点を置いた方がいいと思います。それがまずこの表に関する感想です。

ここで最初に戻るのですけれども、法教育がなぜ必要かということで、裁判員制度の導入が法教育の必要性の直接的な理由と書かれていますが、それは直接のきっかけとしてだけ書いてくださるようお願いしたいと思います。裁判員制度があるかないかにかかわらずやはり必要なのだという根本的と言いますか、もうちょっと乗り越えたものを最初に目的に書いてもらえるとよいと思います。それが第2点であります。

それから、3点目は小林先生の授業の件ですけれども、私は小学校の教科書を作るというので、低学年では道徳などいろいろな時間があるので、法教育なら5、6年生が対象かというイメージを持っていたのですが、その対象をどうするかも含めてこれから決めていくということによろしいですね。

題材として先ほど使われた、これは非常にいいなというのが、ゲームソフトの貸し借りですかね。それはやはり身近なのだろうと思います。最近は小学生も携帯を持つのが多いのであれば、携帯の使い方などもよいのではないかと思います。

一番驚いたのはS N A Pの関係でして、こんな難しい問題を本当にできるのかというのが第一印象でありました。それから、裁判員については、模擬裁判ですが、これも多分全体的な計画に影響すると思っております、小学生で何を教えるか、中学生で模擬裁判をやるなら小学生で別に教える必要はないのではないかという連動関係もあるかと思えます。もしこれが必須になっていくのだったら、そういう小学校と中学校ですみ分けする必要もあるのではないかと思います。そうすれば時間的な余裕も結構あるのだと思います。

以上、3点ということで意見を述べさせてもらいました。

それから、細かいことですが、法を作ることというのがありましたけれども、磯山先生の方に戻りますと、「ルールや法を作る」、ここでできれば括弧付きで(変える)というのも入れてもらおうと非常に分かりやすいと思います。単に作るだけではないということです。以上です。

大村座長 どうもありがとうございました。

いろいろな御意見をいただいたと思います。

S N A Pの教材というのは本当に難しいですね。笠井委員もおっしゃったし、山下委員も今おっしゃったのですが、私自身も伺っていて、すごく難しいものをおやりになっていると思えました。先ほど笠井委員がおっしゃったような展開にすれば、ロースクールでも通用する教材になるので、今皆さんがおっしゃったことともかかわりますけれども、年齢に合わせてそれをどのように展開するのがよいかということは今後考えていく必要があるかと思えます。

それから、山下委員が低学年のことについておっしゃいましたけれども、もし何かお考えが具体的におありでしたら御発言願います。

山下委員 特にないのですけれども、この教材は多分5、6年生目当てで作った方が焦点が絞

れるのかなと思っているのが事実です。

大村座長 ありがとうございます。

大杉先生どうぞ。

大杉委員 3点ほどお話をしたいと思うのですが、最初、小学校の法教育の教材開発というのは、期待するものが一つ大きいものがありまして、それは中高と比べて、指導者がクラス担任制をとっていますので、体系的に教えやすいといいますが、中学校の場合は、教科担任制ですから、私が社会科をやっている、道徳は担任だから、その担任が何をやっているのか余りわからないという、少し壁があるのですけれども、小学校の場合はきちんと全教科を教えられますから、その範囲の中で、ここここはこうつながるというのがあると思うのです。それをきちんと明示することによって、小学校の場合は体系的に教えられるという期待感が非常に高いというのがあります。

今日の御発表では、一部のところだけですが、細谷委員が資料5で出されていますように、これが小学校のものを横軸に全部とってみて指導しやすいということで、そういう意味では小学校教材作成部会や私法分野教育検討部会で、こういう理念とこういう教材が、こういうふうにつながっていますよというのを示すことで、非常に有効な方法を提供できるのではないかと考えています。

2点目に、小学校の、特に低学年、先ほど話題になりましたけれども、ルールは私たちのためにあるのだという感覚や正義の感覚を体験的に理解して初めて中高の非常に専門的な知識を学んだところでも生きていくのだらうと思うのです。

その意味では細谷委員が資料5で、小学校の低学年のところルール作りのところを出されていますけれども、私はその意味では低学年の中で、生活科の授業というのが非常に注目されるのではないかと考えています。この資料では、指導要領の文言で示されていますけれども、それを解説した解説というのがあって、そこには低学年の生活科で、ルールを作って遊ぶ方が楽しいのだということを気付かせるというところがあるのです。そうした低学年のところ、ルールは私たちのためにあって、ルールを作って、あるいは変えたりしながら、それに基づいて遊んだ方が楽しいのだという感覚です。これは体育の授業の中でも出てきますし、特活などは本当に実践場面なのですけれども、文言としては出ていないのですけれども、そういったものがあるので、それを特に、低学年あるいは中学年にかけて出てくると非常によいのではないのかと、小林先生が後半、5、6年生の高学年でやられる授業にも生きてくるのではないのかという気がしました。

あとは、岐阜大学で、教員養成に関わっていますので、小学校の教員になりたいというのはかなりいるのですけれども、そうした人たちにも、こういう教材をこういうふうに使えるところを学ぶ機会があると、やっぱり連結していいのではないかと気がしています。

以上、3点です。

大村座長 どうもありがとうございます。

小学校の場合、いろいろな科目にわたって1人の担任の先生が担当されるということで、さまざまな可能性がある、総合的な取り扱いの可能性があるというお話だったかと思います。先ほど磯山先生のお話の中でも、社会科で実践が行われているというケースもあるし、他方、それ以外の科目で実践が行われているというケースもあるだろうというお話があったかと思

いますけれども、今の杉先生のお話は、むしろ今後に向けてはどの科目というように考えずに、総合的に法教育のプログラムを組み込んでいくべきだというお考えなのでしょうか。杉委員 個人的には、大きく法教育に絡む教科として、やはり社会科と道徳と特別活動があると思います。実際に行われている授業内容を見ると、やはり社会科は高学年に向けて、いろんな体験したものを概念化していく働きですね。あるいは法を使って考えてみるということが非常に大きいと思うのですけれども、道徳はどちらかという価値部分ですね。価値部分についてされていると思うのです。価値葛藤の中で、自分はどうしたらよいのかという正義感覚を磨いているというところだと思うのですけれども、注目しているのは特別活動で、これはまさにクラスの中で、先ほど安藤（和）委員もおっしゃったように、クラスの中で起こる実際の問題について、子どもたちが議論して、どうしたらよいかということを考えていく実践の場というふうに考えると、実践と概念化、理論化の部分と価値の部分という三つに大きく分けられているのではないのかというのが個人的な思いです。

大村座長 どうもありがとうございました。

それから、遊びとの関係という話も非常に興味深く伺いました。

安藤（信）委員、どうぞ。

安藤（信）委員 1点だけ、小林先生の授業の中で、各グループに分けて話し合いをしたというところで、ちょっと興味があったのですけれども、その中でどんな話し合いがされて、どういう過程で決定が出たのかというところの、それをもっと研究していくとおもしろいのではないかというのがあります。なぜかという、話し合いがあれば何でもいいわけではなくて、1人の人が一方的に、いいよな、いいよなと言って決める話し合いもあるわけです。そうでなくて、どういう話し合いをすれば、みんなが納得する話し合いができるのかということや、それを学んだり、それで結論が出ない場合と法律との関係などということや、その話し合いの中で学んでいくということがあれば、もっと低学年からでもできるのではないかという感想を持ちました。

小林教諭 はい。

江口委員 杉先生にどんどん言われてしまいました。私も杉先生が言われたうち、小学校は担任がずっとやる。例えば、家庭でずっと親がやるとなると、中高等学校の法教育とはちょっと違うのだらうと思います。これは考えどころだと思っています。

そこで何を考えたらいいのか。多分、1人の人間が全部正しさを背負うことはできないわけですから、学校の先生が教育や教材を作ったり、一緒に議論するときでも、だめなケースであろうが、そこに正しさみたいなもの、あるいは公正だったねということをお互いが感じられるような教材を持っていかざるを得ないですね。これは、中学校や高等学校の場合は、利益紛争で個別具体で論点を整理して、法を解釈したり、適用していくことが可能だけれども、小学校の場合、特に低学年の場合はできないわけだから、そこで将来に育つような芽を育てることになる。

それが、磯山先生が言ったような多分ルールの問題だらうし、具体的なケースの中で、余り個別に入らないで、芽を持つような教材。多分これは教材グループがこれから考えることだらうと思うのですけれども、ぜひそういう教材を作って欲しい。そのときに、ほかの教科、科目ともやはり連動していくということが、多分低学年や小学校では、重要な要素になるだらうと思います。多分、高等学校などはほかの教科など関係ないよという形で、僕らは実験

のために勉強したのと同じようになるわけですが、小学校の場合にはそんなことは多分あり得ないわけだから、ほかの教科と連動しながら法教育を作っていく。だから多分おもしろい教材が作れるのではないかと思います。

そのときに、この教材開発の中に文部科学省の担当の方も協力していただけたらと思うのですが、余り既存の指導要領にとらわれずに、法教育というのはこんな大切な教材なのだという形で、ちょっと法務省が主体になって、リーダーシップをとって、文科省に影響を与えるような教材を作りたいというのが私の希望です。

大村座長 非常に大きな課題を投げかけられたように思いますけれども、皆さんのお知恵を集めて実現できればよいと思っております。いずれにしても、小学校の場合には個別の科目という形ではない形で行われ、先生も1人の方がやる。そのことのメリットもあるでしょうし、他方、必ずしもこういう問題の御専門でない方がやるということに伴う問題というものもあるかと思います。その点が、中学校や高校と違うのではないかとというのが今まで大杉委員や江口委員から出た御指摘かと思っておりますけれども、そこは一つ踏まえておくべきことなのではないかと感じました。

ほかに。

鈴木委員、どうぞ。

鈴木委員 私もその特別活動のことをやっている小学校の先生方とも付き合いがあるのですが、その先生方がおっしゃったのは、法というのが、一つの自分たちがやっていく柱を作ってくれるのではないかと期待をされていて、また、それを特別活動と言うと、何に寄っかかって教えていったらよいのかというものの、寄っかかる柱になる。つまり、教える側の武器になるという意味があるのだらうと思っております。ですから、対象となるのは個別具体的問題になっていくわけですが、そのバックボーン的なもの、何が正しいのかというようなところについて考えるきっかけ、先生方も考えるきっかけになる教材になるとよいなと思っております。

それから、学年の話が出ていますが、これは江口委員などと法教育の研究会のときに行かせていただいたスウェーデンの教科書が、小学校の低学年ぐらいから少しずつ子どもの権利のことや、民主主義のこと、そして、スポーツのルールのごとく、段階を追って書かれていたと思うのですが、ああいうものも少し参考にさせていただいて、どの段階でどのようなものを投げかけたらよいのかというようなことを出させていただくとよいのかなと思っております。

それから、もう一つ、これもほかの先生方もおっしゃっていることですが、私も実はこのS N A Pの事件を小学校6年で西東京市の久保先生がやられるのに付き合いまして、村松先生みたいな形で付き合ったのですが、そのときに何で6年の3学期にこんなことができるのかと思ったのですが、実は仕込みがあって、それこそクラス担任なので、国語のディベートの時間などを割と丁寧にやっていて、3学期にこれをやりたいと久保先生は思っていたので、少し丁寧にやって、議論のやり方などをやらせたということで、ああそうだったのですかというお話をしました。

それから、先ほど安藤(信)委員が、どんな議論だったのかという話があったのですが、僕が今でも印象に残っているのは、裁判官役の人が判断をするときに、いわゆる憲法を習いたてなわけで、人権カタログを分かっているわけです。そうすると、こちら側はプラ

イバシーの自由の一つだよねなどと言って、こちら側は営業もあるし、表現の自由もあるし、三つくらいありそうだからこちらが勝ちとか、それでいいのだろうかというようなことを蒸し返した覚えがありますけれども、割とそういうことをやっていく中でも、その権利の意味とか、比重があるのだというようなことも少し考えるきっかけになっているのかなという意味で、結構難しい題材であることは皆さんおっしゃるとおりなのですけれども、やればやったで子どもたちは何かをつかんでくれていると思っています。

そのぐらい、感想ですけれども。

大村座長 どうもありがとうございます。

山下委員が先ほどちょっとおっしゃいましたけれども、これは法教育の理念みたいなものにもかかわるだろうと思うのです。裁判員制度の導入は確かに一つの要素でありますけれども、我々が現在の状況でなぜ法教育というのを重視する必要があるのかということ、何か文書を残すのならば、裁判員制度を含む形でどこかに書き込む必要があるのではないかと、今の鈴木委員の話も含めて、感じました。

ほかにもし何かございましたら。

吉崎委員 質問も含めて、ちょっとプラクティカルな話なのですが、教材作りということからこれから標榜するに当たって、先ほど来、紹介がされているこのS N A Pの事件について、小林先生のペーパーの2ページ目の左の段の一番上に「文書資料を読み、事件の概要を捉える」という記載がございます。ここでどのような事件概要をお伝えになったのかということをもし簡単に御説明いただけたら参考にさせていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

小林教諭 今日は皆さんのお手元には添付しなかったのですが、小学校6年生ということで、このS N A Pと出版社の裁判事例の事件の概要を6年生が理解できるような形でA4判ペーパー1枚に分かりやすくというか、易しくまとめたものを最初配って、そこを一緒に読み取るところから始めました。今日お配りすればよかったのですが、その資料も余り難しくなってしまうと、訳が分からなくなってしまうので、そこのところは、私が配った後、補足説明というか説明もして、事件内容が理解できるような形で資料を作成しました。それについては弁護士の村松先生とも一緒に相談をし合って、吟味しました。

吉崎委員 それで、引き続きですが、裁判官的な視点で言うと、この事案の設定によって結論にかなり影響が生じるということ、これは当然のこととございまして、その事案の設定の仕方に、もしかすると今回、これは仮説ですけれども、4つのグループが同じ結論になったというのは、先ほどの小林先生の分析ですと、S M A Pの影響かというふうにおっしゃいましたが、もしかするとそれ以前の問題として、事例設定自体がそういうバイアスを生じさせるようなものになっていた可能性もあるのではないかと、失礼ながらそんなふうにも思ったりします。

その意味で、今後教材作りに当たって、恐らく具体的な事例を用いないと、小学生たちの心をつまみ取れないと思うので、具体的な事例というのは絶対に必要だろうと思うのですが、そのときの事例作りというのは非常に難しいと思います。一定の結論になることが見え見えの事案で勉強させるのがよいという開き直った判断もあるかもしれませんが、特にディベートをやるということ的前提にした場合には、それではなかなか議論にならない可能性があります。その意味で、事例設定というのは今後の教材作りにおいては非常に悩ま

しいでしょうし、また英知を尽くして部会の方でトライしていただきたいと思っていますところでは。

あと、もう1点よろしいでしょうか。

これは細かい話なのですが、先ほど笠井委員からも御指摘があった、調停による解決手段というものがあるということを伝えていってはどうかということで、磯山委員のペーパーにも、例えば3ページの「ルールや法を使うこと」というところで、「交渉、調停による紛争解決手続を使い」という御紹介があります。私も何か知見があるわけではないのですが、これを小学生に伝えることで、何がもたらされるのかというのがちょっとよくわからないという気持ちがあります。こういう調停、第三者が入ってきて、その人がまあまあと収めることを例えば実際にやってみたとして、それは、そのまあまあとやる人の技能が上がるとい話なのか、それともその紛争解決を求めている当事者は解決の方向性として単なる一刀両断のものではなくて、互譲し合いながらやれるということも世の中あるんだよということの方向性なのか、その点を整理した上で、その調停の有用性という話ができていったらいいかと思いました。

以上でございます。

大村座長 どうもありがとうございました。

今の最後の点、非常に貴重な御指摘だろうと思います。もちろん調停にはメリットもあるわけですが、訴訟で結論が出ることに別々のメリットがありますので、そういうことがバランスよく伝わるようにするにはどうすればよいのかということかと思ます。

それから、事例の話もありましたが、S N A Pというのは非常によいのではないかと思つて聞かれた方も多いいと思います。Aグループの方がよかったのかと小林先生はおっしゃいましたけれども、それだとつまらないということもあるのではないかと思ます。

それで、私の個人的な感想のようなものになりますけれども、小林先生のお話の中に「情意的な判断にならないように」というのが何度か出てきたかと思ますけれども、「情意的な」というのが、一体何を意味しているのかということのを少し考えたいような気もいたします。事件を細かな事実即した形で聞いたときに、最初はこうなるのではないかと思つたけれども、よく考えてみると、必ずしもそうならないということは、それ自体が意味のあることで、最初の段階から、無色透明のケースを作ることが、必ずしもよいとは言えないかもしれないと感じながら伺いました。

その他、何かございませんか。

今日はお二方から御報告をいただきまして、法教育の目的あるいは実際の単元の組み方などについて、情報を提供していただきました。その上で、さまざまな観点から、特に小学校の法教育について考える際のヒントを出していただいたと思ます。

この後、小学校教材作成部会が開かれますので、この場での議論を参考にいただきまして、具体的な作業を進めていただきたいと思っております。

本日は5時半までということで、予定の時刻になりましたので、このぐらいで終了させていただきたいと存じます。

次回の予定について、まだ具体的な予定はございません。事務局の方から追って日程調整の連絡をさせていただくことになると思ますので、よろしく願ひいたします。

なお、今、その前に触れましたけれども、小学校教材作成部会は、本日この後6時から開

かれますので、御関係の方はよろしく願いいたします、委員の方で、お時間のある方も御参加いただければ幸いです。

それでは、これで終わらせていただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

- 了 -